

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年5月23日
【会社名】	タビオ株式会社
【英訳名】	Tabio Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越智勝寛
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06(6632)1200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 谷川 繁
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06(6632)1200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 谷川 繁
【縦覧に供する場所】	タビオ株式会社東京支店 （東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2019年5月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年5月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額204,360,540円

ロ 効力発生日

2019年5月24日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、林 裕之を選任する。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

現行の取締役の報酬限度額である年額250百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）を対象に新たに譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額25百万円以内とし、また、付与を受ける当社の普通株式の総数は年25,000株以内とするものであります。

第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

現行の監査役の報酬限度額である年額50百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）の報酬枠とは別枠で、監査役（社外監査役を除く。）を対象に新たに譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額5百万円以内とし、また、付与を受ける当社の普通株式の総数は年5,000株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	51,893	57	0	(注)1	可決 97.15
第2号議案 監査役1名選任の件 林 裕之	51,750	200	0	(注)2	可決 96.88
第3号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	51,616	333	0	(注)1	可決 96.63
第4号議案 監査役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	50,435	1,513	0	(注)1	可決 94.42

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。